

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

家事費に該当するとされた事例—所得税—



小菅 貴子 [本郷]

はじめに

本紙の平成31年2月号でも「同族会社へ支払った業務委託料等—必要経費該当性—」を取り上げていますが、今回は、事業所得の必要経費で家事費に該当すると判断された事例をご紹介します。

I. 接骨院の経営者自身の柔道整復師の資格取得費

令元. 10. 25大阪地裁 (Z269-13330) (棄却)
令2. 5. 22大阪高裁 (情報公開請求中) (棄却)

高裁判決は情報公開請求中なので、ここでは大阪地裁判決をご紹介します。

1. 事案の概要

本件は、自らは免許を有せずに柔道整復に該当しないカイロプラクティック等を行うとともに、柔道整復師を雇用して柔道整復を行わせるという形態の接骨院を営んでいた原告が、自らが免許を取得して柔道整復を行う為、柔道整復師養成施設である専門学校に支払った授業料等(本件支払額)が争点となった事例です。

2. 裁判所の判断

本件支払額は、原告が免許を取得するために専門学校に対して支払った学費等の納入金であって、原告が行っていた事業により得る収入に直接対応する支出ではないため、事業による収入を得るため直接に要した費用(個別対応の費用)でないことは明らかであるから、本件支払額が所得を生ずべき業務について生じた費用(期間対応の費用)に該当するか否かを検討する必要があります。

原告は、自らが免許を取得して柔道整復を行うことで接骨院の経営の安定及び事業拡大を図ることを目的として本件支払額を支出したものであると主張している。しかしながら、本件支払額は、本件各年当時において前記の形態の事業による収入の維持又は増加をもたらす効果を有するものではなく、また、原告が本件各年後に柔道整復を業として行うことにより収入を維持又は増加させる効果を有するとしても、その事業は、原告が、施術所の開設には

不要な業務独占資格である免許を自ら取得した上で柔道整復を行う点において、前記の形態の事業と大きく異なったものとなる一方で、本件支払額は、業務独占資格を獲得するという所得に含まれない人的資本の価値増加を得る効果を有するものであると主張している。そうすると、本件支払額は、本件各年当時における原告の所得を生ずべき業務と関連し、かつ、その遂行上必要なものであると認めすることはできない。

以上によれば、本件支払額は、本件各年分の所得について、所得税法37条1項所定の必要経費に該当するということではない。

原告は、柔道整復師という新たな事業を開始するために、知識や技能を習得したのであるから、本件支払額は、新たな技術のために特別に支出した費用であって、繰延資産のうち開業費又は開発費に該当する旨主張する。

所得税法50条《繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法》1項等の規定によれば、ある支出が繰延資産に該当するためには、支出の効果が及び業務について、同法37条1項の必要経費該当性の要件を満たさなければならぬものと解される。しかるに、本件支払額は、必要経費該当性の要件を満たさず、繰延資産には該当しないというべきである。

II. 医師のゴルフプレー代

平30. 6. 19非公開裁判 (F0-1-970) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、内科、麻酔科等の医業(本件事業)を営む医師である請求人が事業所得の必要経費として計上したゴルフプレー代が争点となった事例です。

2. 国税不服審判所の判断

本件ゴルフプレー代は、平成25年から27年までの合計272回に係るゴルフプレー代であり、このうち、124回は、請求人がゴルフ会員権を所有しているゴルフ場において行われている。また、270回のゴルフプレーの行われた日は、いずれも請求人の営む診療所の休日又はいわゆる年末年始である。これらのことから、ゴルフプレー代

は、社会通念に照らして客観的にみて、請求人の趣味又は娯楽の一環として支出されたものであると評価するのが相当であり、家事費に該当する。

請求人は、ゴルフのプレー中に、医療従事者との意思疎通及び情報収集等を行っていることから家事関連費に該当するところ、同行者が明らかなゴルフプレー代の50%分のみを必要経費に算入しているから、本件事業の遂行上必要である部分を明らかに区分している旨主張する。

しかしながら、請求人が主張する情報収集等は、ゴルフをプレーしなければその目的を達することができない性質のものではない。仮に、ゴルフプレーの一部が家事関連費に該当するとしても、ゴルフのプレー中における請求人の趣味等としての当該プレーの時間や私的な会話をしている時間などの家事費部分と本件事業の遂行上必要な部分を明らかに区別することはできない。したがって、請求人の主張は採用することができない。

III. 個人事業主のロータリークラブの年会費

平30. 9. 7長野地裁 (Z268-13183) (棄却)
令元. 5. 22東京高裁 (Z269-13272) (棄却) (上告・上告受理申立て)

1. 事案の概要

本件は、弁護士であるA(原告、控訴人)が、事業所得の必要経費として計上したロータリークラブの年会費(本件会費)が争点となった事例です。

2. 裁判所の判断

Aは弁護士業を営む者であり、Aの事業所得を生ずべき業務とは、訴訟事件等その他一般の法律事務を行う経済活動である。そして、本件会費が、Aの事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるためには、上記法律事務を行う弁護士としての経済活動と直接に関連し、かつ、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要であることを要する。

本件会費の大半が、本件クラブの運営費及び委員会運営費として用いられていたことからすれば、本件会費は、本件クラブの会員が本件クラブで活動

するために納入されるものということができる。そして、本件クラブの会員は、奉仕の理念の奨励という目的に従って、各種の奉仕活動を行うとともに、会員に義務付けられている例会への出席、所属する委員会での活動、会員同士の親睦を深めるための各種行事等に参加しており、Aも、本件クラブの会員として、上記例会等へ参加し、また、本件クラブの各委員会の事業計画にあるような活動を行っていたと認められる。したがって、Aが支出した本件会費は、Aが本件クラブにおいて、上記のような活動をするために納入されたものであり、本件会費の支出は、法律事務を行う弁護士としてのAの経済活動と直接の関連を有し、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要なものということではない。

本件会費は、消費経済の主体である一個人として行われる消費支出として、家事費に該当するといえるべきである。

本件クラブにおいてAが活動することによって、本件クラブの他の会員が所属する企業との法律顧問契約を締結する契機となる可能性は否定できないものの、本件クラブの会員としての活動は、本件クラブの掲げる奉仕の理念に従い、奉仕活動を行うことや懇親を深めることに主眼が置かれるものであるから、本件会費はその主たる部分がAの弁護士としての事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものということではない。

仮にAの業務の遂行上必要なものが一部含まれるとしても家事関連費に該当すると解したとしても、その主たる部分がAの事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものとはいえない上、当該必要である部分を明らかに区分することができないものである。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「必要経費」、「家事費」、「事業所得」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

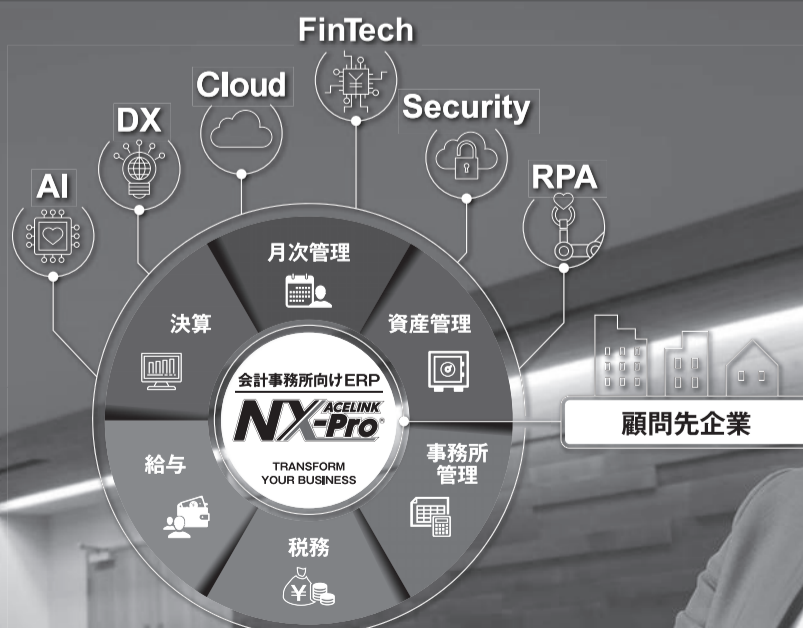
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業の関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)



MJS
イラストレーター 菊川 伶